

川口駅再整備基本計画(案)について7月22日から意見募集が始まります。

川口駅は、まちの発展を支える極めて重要な社会資本として機能を果たしてきました。近年、川口駅周辺における人口集積に合わせて、乗車人員も増加傾向が続いてきた一方で、乗り入れ路線は京浜東北線1線のため、通勤・通学時の混雑に加えて、列車の遅延・運休時には駅舎内や駅前広場等に利用者があふれている状況にあります。この状況をふまえ、川口市では、川口駅の鉄道輸送力の増強に向けて、中距離電車の停車のためのホーム増設等を内容とする川口駅再整備の検討を進め「川口駅再整備基本計画(案)」を作成しました。

具体的な整備内容は、上野東京ライン乗り入れのために京浜東北線ホームの西側に新たなホームを整備します(京浜東北線のホームの位置は変わりません)。また、駅舎などの整備も行います。(右の図を参照)

計画(案)は、JR東日本と進めてきた調査結果等に基づき、現時点において考えられる内容を示し、今後の内容の精査やJRとの協議結果等に応じて、計画内容に変更がありうるものとしています。市民のみなさんの意見等をお寄せください。

【意見募集期間】7月22日(月)から8月23日(金)まで

【公表の方法】

- ① 市ホームページへの掲載
- ② 都市計画課(鳩ヶ谷庁舎5階)、市政情報コーナー(第一本庁舎4階)での閲覧

【意見の提出方法】住所、氏名、連絡先を記入の上、次の方法で提出

◎文書の持参(平日8時30分から17時15分まで)

川口市役所 鳩ヶ谷庁舎 5階 都市計画部 都市計画課

◎郵送(締切日当日消印有効)〒332-8601

川口市青木2-1-1 川口市 都市計画部 都市計画課

◎FAX 048-285-2003

◎電子メール 120.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

2024年7月7日 No.1750

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまとこ

【都市基盤整備・危機管理対策特別委員会資料より】

図8について

- ① 停車対象とする中距離電車は上野東京ラインとして、そのホームを新設
- ② コンコースについて、既存の駅舎内通路と駅北側に位置する歩行者デッキの間に建て替え
- ③ 自由通路について、駅北側に位置する既存の歩行者デッキを活用し、自由通路とコンコースの接する部分に改札口を設置
- ④ 既存の歩行者デッキを北側に拡幅し、屋根を設置することについても検討

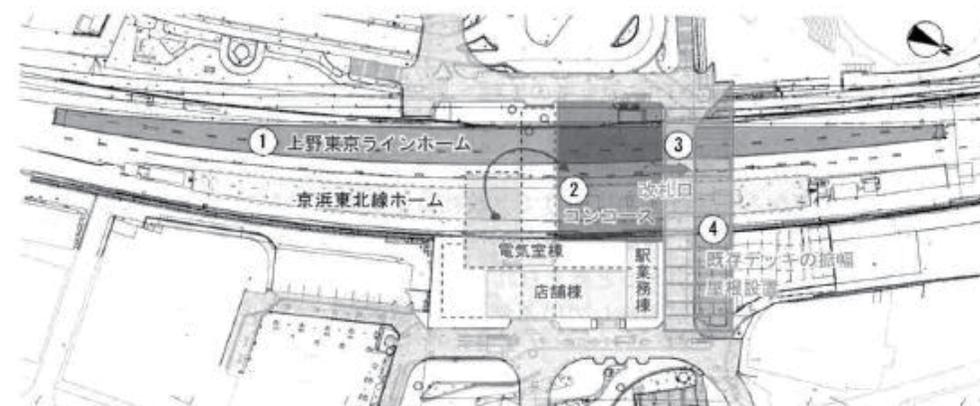


図8 施設計画に基づく計画案

図2について

既存の駅舎内通路と駅北側に位置する歩行者デッキの間に、コンコースを建て替える方向で、今後の検討を進めていく

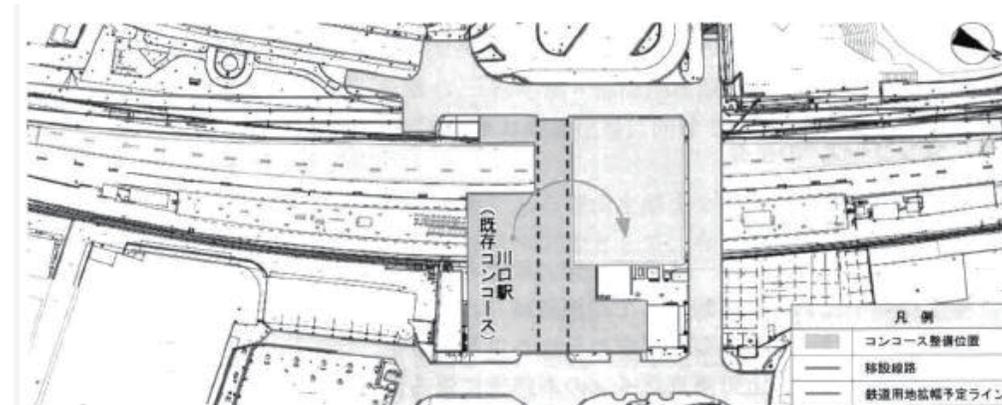


図2 コンコース整備位置

【お問い合わせ先】 都市計画部 都市計画課

TEL.048-242-6332 FAX.048-285-2003

新川口

2024年 自治体要請キャラバン

～川口市は7月16日(火)10時から青木会館～

埼玉県社会保障推進協議会がおこなう自治体要請キャラバンは、社会保障拡充をもとめるため県内全市町村と懇談をおこなっています。医療、介護、障害者福祉、子育て・保育、最低生活保障などに関する事前アンケートと要望書による文書回答と全県統一の懇談内容で実施しています。

今年は7月16日(火)10時から青木会館でおこなわれます。

埼玉県社会保障推進協議会は1993年6月24日に結成、政党では日本共産党を含む県内25団体で構成、日本国憲法や地方自治法に基づき、各市町村に要請行動などをおこなっています。少ない年金収入のもと高齢者の医療・介護の負担増は生活を脅かす状況です。一方でアメリカの要請に従って軍事力はGDPの2%にと増強を図っています。国に対して日本国憲法の立場で社会保障の抜本的拡充を求めるとともに、地方自治体が住民のいのちを守る砦として力を発揮することが今こそ求められています。



7月の無料法律相談

◎日時／7月9日(火)18時～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

事前にご予約の上お越し下さい。

申し込みの際は必ず連絡先の電話番号をお知らせください。

相談希望の方は党市議会議員、または下記電話までご連絡下さい。

主催：日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10 電話 048-267-8411

知っ得情報



国民健康保険税の 多子世帯への 減免申請を忘れずに

川口市では2021年(令和3年)より、多子世帯への国民健康保険税の減免制度があり毎年7月に対象となる世帯に案内が郵送されます。しかし減免は申請しなければ受けられません。案内をよく読んで国民健康保険課窓口か、オンラインで申請をして下さい。

この制度は、当該年度において18歳までの被保険者が3人以上居る世帯の世帯主を対象に3人目以降の均等割分を全額免除します。ただし年度途中で18歳までの被保険者が2人以下になった場合は当月からの均等割額は減免対象から外れます。

国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が運営主体となって市町村との共同運営となり自治体ごとの財政力や格差など、制度の構造的な問題が課題となっていました。国はこの問題の解決のためと言いながら、市町村の財政的な負担をなくすために市町村が独自に運営してきた国保を、都道府県主体に変え、市町村には保険税の引き上げや税の徴収強化や医療費削減の取り組みを迫っています。そして国民健康保険税に対する法定外の市の一般会計からの繰り入れを「赤字」として、国の方針の下で赤字を解消していくよう進められてきました。

赤字解消のために、国民健康保険に加入する方への税を引き上げる自治体が相次いでいて、生活を圧迫しています。高すぎる国民健康保険税の負担を軽減するために、引き続き国の財政支援の拡充を求めると共に、自治体独自の軽減策に取り組んでいく必要があります。